

国際結婚の可能性と展望

慶應義塾大学法学部政治学科

橋詰美緒

<目次>

序章

1. 国際結婚とは
 2. 国際結婚の現状
 3. 国際結婚における男女の差異
 4. 国際結婚家庭の直面する問題
 - 4-1 言語の壁
 - 4-2 子育て
 - 4-3 コミュニケーションの不足
 5. 国際離婚の現状
- まとめ—今後の展望

序章

2009年、日本で34393組の国際結婚カップルが誕生した¹。最近では日本人女性とアメリカ人男性の国際結婚を取り上げた映画『ダーリンは外国人』がヒットしたこともあり、ますます国際結婚について注目されるようになった。国際結婚と聞いて、華やかなイメージを抱く人も多いのではないだろうか。しかし、そのようなプラスのイメージを人々がもつようになったのも、日本が高度経済成長期に入った1960年代からである。それまでは、国際結婚といえば、「戦争花嫁」の印象が強かった²。「戦争花嫁」とは第二次世界大戦後、進駐軍兵士と結婚した日本人女性を意味する³。彼女たちの中には、敗戦直後で食べるものもままならず、自分自身や家族が食べていくための経済的保障を得るためにアメリカ人と結婚した人もいる⁴。そのような「戦争花嫁」というマイナスのイメージから、現代の国際結婚の華やかなイメージに移り変わった背景として以下のようなものが考えられる。一つは、高度経済成長期以降日本の経済力が強くなり、世界に匹敵する国力を持つようになったことである。国際結婚には国家間の勢力関係が深く関わっており、それまで敗戦国日本は国際的地位が低かったが、高度経済成長期を経て、他国と並ぶ強国に成長した。他には、国際的に活躍する女性たちの結婚、例えば前衛芸術家の小野洋子とビートルズのジョン・レノンとの結婚や、当時の国民的女優岸恵子とフランスの映画監督イブ・シャンピとの国際結婚により、結婚が自由化し個性の一つととらえられるようになったこと、国籍法の改正により、外国人と結婚しても日本国籍を失わずに済むようになったことなどが挙げられる⁵。また、海外旅行に行くことも増え、生活がグローバル化していったことで、国際結婚をより身近なものに感じるようになったことも大きな要因の一つだろう。このような背景から、1970年代に入る頃には国際結婚という言葉からマイナスのイメージは消え去り、華やかで洗練された印象を与えるようになり、国際結婚の件数も増えていった。一方、近年国際結婚が急激に増加している背景には少子高齢化や女性の社会進出の増加、経済格差などが挙げられている。1980年代から高齢化社会に突入している日本にとって外国人を受け入れることは、低下しつつある社会の生産力を維持するためにも非常に重要であり、今後さらに日本で多く見られるようになるのではないだろうか。しかし、国際結婚が急激に増加している一方で、外国人の妻や夫の権利や生活を保護する法律や制度が完璧には整っていないという状況や、言語や生活環境、文化などの違いに苦労し、悩んでいる夫婦も多く、また家庭内暴力や嫁姑問題、子育ての悩みなどが原因で離婚する夫婦も多い。この論文では、国際結婚の現状や問題点について言及し、今後の可能性について探っていきたい。

1 厚生労働省人口動態調査資料（平成21年）

2 竹下修子『国際結婚の社会学』p.114

3 日本移民学会 <http://www.katiebooks.com/Gakkai1.htm>

4 竹下修子 前掲書 p.98

5 竹下修子 前掲書 p.98

1. 国際結婚とは

そもそも国際結婚に厳密な定義はない。「国際結婚」という表現自体日本でしか使用されていない。英語では初め mixed marriage という言葉が使用されていたが、「白人と黒人の結婚」という偏った差別的なニュアンスを含むとされたため、普通の結婚と同様の marriage、もしくは intermarriage という言葉が使われるようになった⁶。では intermarriage とはどのような結婚なのだろうか。アメリカの社会学者 R. マートンは intermarriage を「配偶者選択に適したものとして文化的に想定されている家族出身のものどうしの婚姻ではなく、異なる内集団と外集団出身のものどうしが婚姻すること」と定義している。例えば、ロミオとジュリエットの場合、同じ国の人間であっても、先祖代々宿敵同士である家に生まれ派閥間の文化的・社会的属性も異なるため、この場合二人の結婚は intermarriage となる。また異なる宗教の二人が結婚する場合、例えばプロテスタントの男性とカトリックの女性が結婚する場合も、ともにアメリカ人同士であったとしても intermarriage となる。つまり、マートンの述べる intermarriage とは人種、民族、宗教、文化的背景などの異なる者同士の結婚を意味する。移民が多く人種の坩堝であるアメリカでは、intermarriage は国籍が問題なのではなく、社会内部の「文化的、社会的境界線」によって定義される⁷。一方日本では国際結婚とは一般的に「異なった国の出身者間での結婚」と定義されており、国籍に重点がおかれる。1917年の『日本辞典』にも「kokusai-kon' in [国際婚姻]これを行う人又は土地が二国以上に関係したる婚姻の称」と記載されている。

では国際結婚/intermarriage はいつから始まったのだろうか。オーストリアの女王マリア・テレージアの娘マリー・アントワネットがルイ16世と結婚しフランス王妃となったように、地理的に接しているヨーロッパでは国家間の争いを避けるためにも王族間の政略結婚が積極的に行われ、「国の血」を守ることも「高貴な血」が守られることが重要視されていた。現在でもヨーロッパでは王族が国際結婚をすることがしばしばあり、例えばアメリカのハリウッド女優グレイスケリーのモナコ公国レーニエ大公との結婚などは非常に有名である。一方日本社会に国際結婚という言葉が使われるようになったのは明治時代である。『明治事物起源』には「明治6年3月14日、外国人と婚姻差許の条規を布達す」とあり、日本で最初の国際結婚に関する規則が制定され、この年にはじめて日本人と外国人との結婚が行われたことが記されている⁸。明治維新以前は外国人との結婚は法律で禁止されていたが、維新後の明治6年3月、太政官布告第103号によって、「わが国政府の許可を条件として内外人間の婚姻の自由を認めることとした」と記されている⁹。この太政官布告第103号には以下のような文章が含まれる。

⁶ 嘉本伊都子『国際結婚論!?歴史編』p48~50

⁷ 嘉本伊都子 前掲書 p53

⁸ 竹下修子 前掲書 p25

⁹ 竹下修子 前掲書 p25

- ・日本人外国人ト婚嫁セントスル者ハ日本政府ノ允許ヲ受クヘシ
- ・外国人ニ嫁シタル日本ノ女ハ日本人タルノ分限ヲ失フヘシ
- ・日本人ニ嫁シタル外国ノ女ハ日本ノ国法ニ従ヒ日本人タルノ分限ヲ得ヘシ

「日本人タルノ分限」とは、当時まだ国籍法が施行されていなかった日本における、日本国内の社会的地位を指す¹⁰。この文章には、日本人が外国人と結婚する場合は日本政府の許可が必要であったこと、夫婦国籍同一主義の原則により、外国人と結婚した日本人女性は、「日本人タルノ分限」を失うこと、一方で日本人に嫁いだ外国人女性は「日本人タルノ分限」を得ることができたことが記されている。

幕末に開国した日本は近代国民国家として諸外国と国と国との関係を結ぶようになり、インター（～との間の）ナショナル（国の）な、つまり国際的な舞台に立つようになる¹¹。近代国民国家の成立と共に国際結婚は誕生した。

2. 国際結婚の現状

本文では、曲暁艶の文献を参考に論じる。厚生労働省の人口動態統計（表1）によると、1980年代以降、日本国内における婚姻件数の総数が減少している一方で、どちらか一方が外国人である国際結婚の数が増加している。1980年度には7261組いたカップルが2009年には34393組にまで増加し、婚姻件数の総数から考えても20組に1組が国際結婚していることがわかる。しかし、一概に「国際結婚の増加」といっても男女の増加率には大きく差がある。2009年の国際結婚の総数が34393組である中で、夫日本人・妻外国人のカップルは26747組であるのに対し、妻日本人・夫外国人のカップルは7646組と非常に差があることがわかる。増加率に関しても、1980年代から急激に数が増えているのは夫日本人・妻外国人の組み合わせの夫婦であり、夫外国人・妻日本人の夫婦の数は大幅に増加していない。1965年には国際結婚をする女性が男性の3倍近くいたが、1975年を境に逆転し、2009年には男性が女性の3倍近く存在していることがわかる¹²。

¹⁰ 竹下修子 前掲書 p26

¹¹ 嘉本伊都子 前掲書

¹² 曲暁艶 「国際結婚に関する研究動向と展望」 p.266

表1) 人口動態統計 (1970～2009)

	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
総数	1 029 405	941 628	774 702	735 850	722 138	791 888	798138	714265	730971	719822	726106	707734
夫妻とも日本	1 023 859	935 583	767 441	723 669	696 512	764 161	761875	672784	686270	679550	689137	673341
夫妻の一方が外国	5 546	6 045	7 261	12 181	25 626	27 727	36263	41481	44701	40272	36969	34393
夫日本・妻外国	2 108	3 222	4 386	7 738	20 026	20 787	28326	33116	35993	31807	28720	26747
妻日本・夫外国	3 438	2 823	2 875	4 443	5 600	6 940	7937	8365	8708	8465	8249	7646

(平成21年 厚生労働省 人口動態調査) <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001066477>

結婚する相手の国籍も男女によって大きく異なっている。夫婦の年次別、国籍別に婚姻件数を見ていくと（表2）、1980年代に国際結婚する男性の相手の国籍では1位が韓国・朝鮮、2位が中国、3位がアメリカであった。その後、中国やフィリピン、タイなどの発展途上国の人々との結婚が多く見られるようになり、2009年には1位が中国、2位がフィリピン、3位が韓国・朝鮮、4位タイへと変化した。一方国際結婚する女性の相手の国籍は、1980年から2009年まで1位が韓国・朝鮮、2位がアメリカ、3位が中国と年次によって順位は変わらず、アメリカやイギリスなど先進国の人々との結婚が目立つ。男女間の結婚相手の国籍の違いは、婚姻件数を比較すると歴然である。2009年に中国人女性と結婚した日本人男性が12733人いるにも関わらず、中国人男性と結婚した日本人女性は986人と大きく差がある。また、アメリカ人男性と結婚した日本人女性が1453人いる中で、アメリカ人女性と結婚した日本人男性の数は179人に留まっている。以上のことから、従来は「国際結婚」というと、日本人女性とアメリカ人男性の結婚が主流であったが、現在は日本人男性とアジア人女性の結婚が多くなってきていることがわかる。

表2) 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数(1970~2009)

①	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
夫日本・妻外国	2 108	3 222	4 386	7 738	20 026	20 787	28326	33116	35993	31807	28720	26747
妻の国籍												
韓国・朝鮮	1 536	1 994	2 458	3 622	8 940	4 521	6214	6066	6041	5606	4558	4113
中国	280	574	912	1 766	3 614	5 174	9884	11644	12131	11926	12218	12733
フィリピン	7 188	7519	10242	12150	9217	7290	5755
タイ	1 915	2137	1637	1676	1475	1338	1225
米国	75	152	178	254	260	198	202	177	215	193	215	179
英国	82	76	59	79	67	59	56
ブラジル	579	357	311	285	288	290	273
ペルー	140	145	121	117	138	116	93
その他の国	217	502	838	2 096	7 212	990	1792	2859	3299	2897	2636	2320

②	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
妻日本・夫外国	3 438	2 823	2 875	4 443	5 600	6 940	7937	8365	8708	8465	8249	7646
夫の国籍												
韓国・朝鮮	1 386	1 554	1 651	2 525	2 721	2 842	2509	2087	2335	2209	2107	1879
中国	195	243	194	380	708	769	878	1015	1084	1016	1005	986
フィリピン	52	109	187	195	162	165	156
タイ	19	67	60	54	68	51	58
米国	1 571	631	625	876	1 091	1 303	1483	1551	1474	1485	1445	1453
英国	213	249	343	386	372	363	367
ブラジル	162	279	261	292	341	322	290
ペルー	66	124	123	115	127	133	90
その他の国	286	395	405	662	1 080	1 514	2239	2738	2773	2685	2658	2367

(平成21年 厚生労働省 人口動態調査)注:1) フィリピン・タイ・英国・ブラジル・ペルーについては平成4年から調査しており、平成3年までは「その他の国」に含まれる。

3. 国際結婚における男女の差異

では男女間にこのような違いが生じるのはなぜだろうか。まずは女性についてであるが、女性の社会進出や高学歴化が背景にあると言える。1986年の男女雇用機会均等法の施行以降、女性も社会で活躍しやすくなり、女性の社会的・経済的地位が上昇した。もともと結婚相手の社会的・経済的地位に強い関心を示す女性は、現在の地位以上の結婚相手を求めるようになる。「結婚の社会学」の著者である山田昌弘はサラリーマン世帯の専業主婦の比率が1980年代から90年代にかけて低下し、サラリーマン・専業主婦・子ども2人という「家族の戦後体制」が崩壊した後、日本の晩婚化や未婚化、そして少子高齢化に拍車がかかったと述べている¹³。彼は、その晩婚化や未婚化の最大の原因として、女性の社会進出や高学歴化に伴う結婚に対する意識を指摘している。女性の結婚に対する意識として述べられているのがハイパガミー（上昇婚、上方婚）である。ハイパガミーとは、女性を中心とした概念で、「女性が、自分の生家と同等以上の家柄・身分の男性と結婚して、社会階層や経済状況を上昇させるというのが原義だが、それは必然的に自分の父親以上の経済力や社会的地位を持つ男性と結婚する」傾向にあるというものである。出身階層が裕福で優秀な女性に起こる可能性が高く、自分と同等もしくは自分以上の相手が見つからなかった場合は自立し自分だけの力で生きていくことを選択するか、日本に見切りをつけて海外へ進出していく。日本人女性が国際結婚を考えた時に相手に白人男性をイメージしがちなのはこのハイパガミーの概念があるからである。日本よりもアメリカの方が上位にあるという考えが、アメリカ人が日本人よりも経済的・社会的にも上位にあるという考えを生み出すのである。

一方男性の場合、女性と違い結婚相手の社会的・経済的地位には比較的関心度が低い。妻に専業主婦を望み、学歴や経済力よりも「かわいさ」や「優しさ」「面倒見の良さ」を期待する傾向が強く、そのため妻に高学歴を求めることもしない。しかし、経済力の低い男性はハイパガミーの概念により多くの日本人女性からは結婚の対象から外されてしまう。社会的・経済的な地位を保有する女性が増える中で、より高い地位の男性が結婚相手に求められるようになり、経済力の低い男性や過疎地で農業を営む男性などが結婚難に陥ってしまう。優秀な日本人女性が海外に流出していく中、ハイパガミーの概念により今度は優秀な外国人女性が日本にも流入してくる。そのような女性が結婚難に陥っていた下層の日本人男性と結婚していくことになる。

山田は低成長期にこのような「父親の経済力の高い女性の結婚難」と「経済力が低い男性の結婚難」を同時に引き起こし、それが国際結婚の増大という帰結をもたらしたと言っている。なぜ低成長期かと言うと、高度経済成長期前の日本の戦後の復興期で、生まれ育った家族で経済的に豊かな上位層にいた女性はあまり多くないからである。つまり、高度経済成長期には自分の父親よりも豊かな生活を送ることができるであろう結婚相手に出会う確率は非常に高かったことになる。上昇婚が成立しやすかった戦後復興から高度経済成長

¹³ 嘉本伊都子 前掲書 p56

期の時代であったからこそ「家族の戦後体制」に則った安定した家族を築くことができた。高度経済成長期に国際結婚が増加しなかった理由は、そのような上昇婚がしやすい経済的・社会的条件により日本人同士の結婚で十分安定した「家族」が形成され、外国人と結婚する必然性が男女ともになかったからである。しかし低成長期に入ると状況は一変する。「成人男性が大量に戦死していった戦争直後は、女性が潜在的結婚難に陥っていたため、日本人女性の国際結婚が増大したと考えられる」からである。また、女性の社会進出により未婚率が上昇し、今度は嫁不足が発生して男性が結婚難に陥った。この時も国際結婚の数が増加していったという。一方国際結婚について長年研究している嘉本伊都子は、国際結婚の増加はバブル期に起こったという見解をとっている。「バブルの絶頂期に大学を卒業し、就職生活をした女性たちは、ライフ・コースの多様化を自分たちで選択することができた。しかし、画一的なライフ・コースを歩みたかった大半の女性は、バブルがはじけたとたん、ハイパガミー先が狭くなった最初の世代と言えるかもしれない。このことは海外における日本人女性の国際結婚の増加に拍車をかけたのではないだろうか。ライフスタイルの多様化は選択能力の格差を生みだしている。「家族の戦後体制」というライフスタイルには選択能力は必要とされなかった。しかし1986年の男女雇用機会均等法により女性にその選択をする機会が増え、自分の生き方を選びとる必要が生まれてきた。しかも選択の幅はグローバルに広がり、結婚相手や職業、国籍に関係なく選択が自由になった。」嘉本はバブル期を境に日本社会は変化し、「家族の戦後体制」を誰でも簡単に実現できる家族形態ではなくなったと同時に国際結婚が増加したのではないかと述べている。

4. 国際の結婚家庭の直面する問題

国際結婚が増加している一方で、外国人の夫や妻を保護する法律や、サポートする制度が整っていないという現状がある。それに加え、異なった生活環境や社会規範への適応に伴って生じる悩みや苦痛は少なくなく、以下のような問題に直面する人が多い。

4-1 言語の壁

国際結婚でない一般の結婚でも、相手との良いコミュニケーションが重要とされているが、異なる文化的背景、生活環境で育ってきた相手との国際結婚においては、より質の高いコミュニケーションが求められる。しかし、そのようなコミュニケーションをとるためのツールである言語が国際結婚夫婦の間では大きな障害となる。公的機関や病院、家庭や職場、地域などでは必然的に日本語が使用されることになる。欧米出身の女性や英語を使用する国出身の女性の場合、英語の説明書がある、職場で英語も使用できる、夫婦間で英語を使用できるなど、周囲の人とのコミュニケーションを比較的簡単にとることができることもある。しかし、中国やフィリピンなどのアジア人女性の場合、慣れない日本語を使って常

に生活しているため、思うようにコミュニケーションが取れず、「精神的負担や言語的不利益、母語が認められない寂しさや苛立ち」を抱えることが多い¹⁴。日本語教室で日本語を習おうと思っても農村部に住む外国人妻にとっては、時間的にも地理的にも厳しく、家族の反対などで通うのが難しい場合もある。また、子どもとの間で使用する言語も問題になる。欧米系の外国人妻の場合、母親は子どもに母語で話しかけているという¹⁵。そこにあるのは、「母親たちが自分の母語で接する方が簡単で気楽だからという言語的な容易さだけではない。自分が生まれ育ち培ってきた文化的要素や、心のひだに浸透するような情緒的な要素は、やはり母語でなければ伝わらないという心理的・情緒的意味合いがある。」(伊藤 2006) さらに「子どもをバイリンガルに育てたいという社会的・教育的意識もある。しかしながら、国際結婚夫婦の子どもが、父親・母親両方の言葉や文化をバランスよく身に付けた加算的バイリンガルやバイカルチュラルな存在になるためには、1) 母親が外国人で、2) 外国人の親の言語が一般的に使用できる威信のあるもので、3) 家族がその外国の文化を保つ姿勢があることが条件であると言われている。」(伊藤 2006) これらの点において、アジア人女性の場合、家庭内で母語が尊重され使用される環境にあることが少なく、日本語での生活がメインとなってしまったため、両親の持つ二つの言語を子どもに継承しながら育てることは難しい現状がある。「むしろ、「日本人として」育てるよう日本人家族に強いられるケースや、日本に適応させるため、自らの母語や母文化を我が子に伝えていくことをあきらめてしまうケースもある」(伊藤 2006) このように、言語の問題は夫婦間でのコミュニケーションを妨げるだけでなく、子育てをするうえでも弊害となり、母親の自尊心にも大きな影響を及ぼしていると言える。

4-2 子育て

前述した通り、言語は子育てにおいても大きな課題となっている。日本語が上手く話せないことで、子どもがいじめられ仲間はずれにされること、日本文化に馴染めず孤立してしまうこと等への不安や心配を多くの親が抱えている。また、李は、日本語や日本文化の習得と理解において、外国人である親が子どもに教えられることには限界があり、その無力感や劣等感が心理的負担となっていると述べている¹⁶。さらに、子どもに日本文化や日本語を習得させる一方で、母語や母文化を維持させることも外国人の親にとっては重要な課題となっている¹⁷。以下、李が外国にルーツをもつ養育者たちの多文化子育てに関する調査をした時のインタビューの一部である。¹⁸

14 伊藤孝恵『外国人妻の夫婦間コミュニケーションの問題』 p21

15 新田文輝 「国際児の社会化—言語社会化と兄弟姉妹差を中心に—」 No.8 p97

16 李 坪鉉 第六章「多文化子育て空間から創出される協働の世界」川村千鶴子編『移民国家日本』と多文化共生論—多文化都市・新宿の深層—』 p.172

17 李 前掲書 p.172

18 李 前掲書 p.172-173

「日本に来て一年ぐらいで、私は日本語ができず…しかし、うちの息子は保育園に通って一年、とっても日本語が上手になり、迎えに行ったときに韓国語でしゃべらないでほしいと言っています。友達から、エー何語、と言われたらしく…それで韓国人だから韓国語をしゃべっていいのだと厳しく言っても理解できないようで…」

(韓国、滞在一年、保育園五歳男)

「子どもはどんどん日本語が上手になるし、自分は子育てと家事で手いっぱい、日本語を上達できる時間と場所、経済力がないです。これから学校に入ったら勉強を手伝わなければならないのに心配で…」

(韓国、滞在三年、保育園五歳女)

「日本語と日本文化が第一になった子どもとの絆をどのように作っていくのが心配で、本音で語り合える人がほしい…同国の人で日本人のような子どもになってしまうケースをよく聞いているので不安ですね」

(台湾、滞在八年、保育園四歳男)

(李 2008)

李によると、子どもより日本語習得度が低いことは、親の子育てへの自信を失わせることになり、子育てへの不安や焦りを増進させることとなる。このことから、外国人の親への日本語習得への支援の必要性がわかるとともに、周囲の理解、特に配偶者や周りの日本人親子、保育者等、によるサポートの重要性がみえてくる。

4-4 コミュニケーションの問題—インターネットを通じたお見合い結婚

言葉や文化、生活習慣の異なる二人による国際結婚にはより深いコミュニケーションや互いへの理解が求められるが、短時間のお見合いなど、十分なコミュニケーションが取れていない状態で結婚する国際結婚夫婦が存在する。前章で経済力の低い男性や過疎地で農業を営む男性などの結婚難について述べたが、1980年代半ばからそのような男性が、結婚相手を求めて外国の女性とお見合い結婚をするようになった。町や村役場が民間の結婚業者と提携して、農村の「お嫁さん不足」を解消し、地域の活性化を図ろうとしたのだ¹⁹。その最初の動きが行われたのが、山形県西村山郡朝日町であった。当時1987年には、人口が約1万人であり、高齢化も進み65歳以上が人口の18%を占めている過疎地であった。30代の独身男性は239人いる一方で、同年代の女性は50人弱しかおらず、男女比がアンバランスな状態が何年も続いていた。そこで、朝日町は民間の国際結婚斡旋業

¹⁹ 佐竹眞明 『フィリピン—日本国際結婚 移住と多文化共生』 p.57

者と共同してフィリピン女性との集団お見合い結婚のアレンジに乗り出し、1985年8月～86年9月の間に9組の結婚を成立させた。このことが発端となり、同県大蔵村や、徳島県東祖谷山村など相次いで行政が介入する国際お見合い結婚が行われるようになった。その後マスコミ等により、アジア女性を商品化する人身売買、不自然なインスタント結婚との批判が多く、行政の介入を問題視する声が上がったため、山形県内では行政指導の結婚仲介は中断されたが、その内容は民間業者に移行され、十分に知りあう時間も無く結婚を成立させていく国際夫婦がその後も誕生していった²⁰。

最近では日本人男性と中国人女性との国際お見合い結婚を仲介する民間の業者が増え、インターネットやテレビ電話を通じたお見合いが盛んに行われている。800人以上の中国人女性会員が所属しているという、仲介業者「ブライダル結」社のホームページ²¹を見てみると、写真による女性会員の選択→お見合い訪中（3泊4日）→結婚訪中（5泊6日）→花嫁来日 というシステムの流れが表記されている。男性会員にかかる費用は100万～200万円であり、訪中のための航空券代やホテル代、結婚式や披露宴の費用、通訳代などが全て含まれパッケージ化されているものが多い。他社のサイトを見てみても、ほとんどのシステムが男性が二度に渡って中国を訪れ、二回目の訪問中に結婚式を挙げる流れとなっているが、中には一度の訪中を7泊8日と長めに滞在し、お見合いから結婚式まで全てをやり遂げる強硬なプランを提供している会社もある。しかしどのプランにしても対面2日目で女性の両親に挨拶し、3日目に婚約式を挙げるなど非常にスピーディな結婚となっている。

また、行政機関が率先して取り組んでいる最近の例もある。2007年5月の河北新報に以下のような記事があった。

「青森県東通村が村内の独身男性を対象に、中国での国際結婚あっせん事業に取り組んでいる。過疎化と少子高齢化が深刻になる中、踏み切った嫁不足解消の切り札。ただ、国際結婚にはトラブルが少なくないことから、村は細心の注意を払う。おかげでゴールインしたカップルもあり、本年度も希望者があれば、お手伝いをする方針だ。

農林水産業中心の同村は人口約7700人。他の過疎地と同様に、嫁不足に悩む。2003年、独身男性に出会いの場を提供しようと、村連合総代会（吉田昭美会長）と共同で嫁探しに乗り出した。

お見合いパーティー、スキーツアー、地元の原子力発電所見学…。いろいろ企画したが、一組もまとまらなかった。「女性は『サラリーマンがいい』『年収は』と注文が多くて」と吉田会長。ならばと、05年度から国際結婚あっせん事業に取り組んだ。

ただ、村が心配だったのは国際結婚に多いトラブル。このため、さまざまな防止策を考えた。コーディネートを通じた参加者の事前照会のほか、(1)中国への仕送り

²⁰ 佐竹眞明 前掲書 p.57

²¹ <http://www.healthy-live.jp/>

希望はお断り（２）来日前に語学学校に通う一などの条件を付けている。

05年8月にハルビンで面接を行い、夫婦2組が誕生した。が、すべてが順風満帆とは行かなかった。花嫁の一人は家族や地域にうまく溶け込めず、数カ月で離婚に至った²²。」

この場合は行政機関であるが、中には悪徳ブローカーが紹介斡旋の中心となり、不確かな情報を流し男性側に高額料金を支払わせ、人身売買に近いような契約をさせているところもある。また、日本に滞在するビザを取得するためにわざと日本人男性と結婚させる偽造結婚の問題も生じている。

K社のような国際結婚仲介サイトに登録している中国人女性の多くは、中国での貧しい暮らしから解放され日本で裕福に暮らしたいという「ジャパニーズ・ドリーム」を抱いて日本人男性との結婚を望んでいる。しかしこれまで述べてきた通り、結婚難で海外に結婚相手を求めるのは経済力の低い男性や過疎地で農業を営む男性が多いため、実際結婚してみると理想の華やかな生活と異なった現実が待ち受けている。インターネットを通して知り合ってから一週間程度という互いを知るには短すぎる期間で結婚したため、言語の問題に加え、価値観や習慣、文化の違いから夫婦間で上手くコミュニケーションが取れず、亀裂が生じて離婚につながっている例も多いのではないだろうか。

5. 国際離婚の現状

国際結婚が増加している一方で離婚する夫婦も増えている。「夫妻の国籍別に見た年次別離婚件数」（表3）を見ると、2009年にはどちらか一方が外国人である夫妻の離婚は19404件であり、日本の離婚件数全体の7.7%にあたる。その中でも夫日本人・妻外国人の夫婦の離婚が15570件と大半を占めている。離婚した妻の国籍を見ると、中国やフィリピンが最も多く、中国においては国際結婚した40%以上が離婚していることがわかっている。

²² 河北新報 2007年5月7日

表3) 夫妻の国籍別に見た年次別離婚件数(1995～2009)

①	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
総数	199016	206955	222635	243183	250529	264246	285911	289836	283854	270804	261917	257475	254832	251136	253353
夫妻とも日本	191024	198860	213486	232877	239479	251879	272244	274584	268598	255505	246228	240373	236612	232362	233949
夫妻の一方が外国	7992	8095	9149	10306	11050	12367	13667	15252	15256	15299	15689	17102	18220	18774	19404
夫日本・妻外国	6153	6171	7080	7867	8514	9607	10676	12087	12103	12071	12430	13713	14784	15135	15570
韓国・朝鮮	2582	2313	2185	2146	2312	2555	2652	2745	2653	2504	2555	2718	2826	2648	2681
中国	1486	1462	1901	2318	2476	2918	3610	4629	4480	4386	4363	4728	5020	5338	5814
フィリピン	1456	1706	2216	2440	2575	2816	2963	3133	3282	3395	3485	4065	4625	4782	4714
タイ	315	320	362	435	540	612	682	699	678	685	782	867	831	795	823
米国	53	60	67	76	75	68	69	76	75	75	76	60	68	64	79
英国	25	19	27	29	29	41	31	33	17	21	28	27	15	29	21
ブラジル	47	52	66	71	91	92	101	91	101	103	116	90	100	96	92
ペルー	15	18	19	27	25	40	41	45	57	65	59	59	49	56	46
その他の国	174	221	237	325	391	465	527	636	760	837	966	1099	1250	1327	1300

②	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
総数	199016	206955	222635	243183	250529	264246	285911	289836	283854	270804	261917	257475	254832	251136	253353
夫妻とも日本	191024	198860	213486	232877	239479	251879	272244	274584	268598	255505	246228	240373	236612	232362	233949
夫妻の一方が外国	7992	8095	9149	10306	11050	12367	13667	15252	15256	15299	15689	17102	18220	18774	19404
妻日本・夫外国	1839	1924	2069	2439	2536	2760	2991	3165	3153	3228	3259	3389	3436	3639	3834
韓国・朝鮮	939	912	983	1091	1096	1113	1184	1167	1098	966	971	927	916	899	982
中国	198	203	237	286	320	369	397	447	411	502	492	499	568	608	660
フィリピン	43	66	53	48	59	66	62	77	84	84	86	105	112	128	127
タイ	8	14	15	14	20	19	38	36	43	46	30	39	50	40	44
米国	299	298	328	383	356	385	359	364	371	367	398	393	374	413	379
英国	40	39	43	57	42	58	59	58	79	63	86	84	61	92	80
ブラジル	20	23	26	33	39	59	54	78	72	81	81	98	100	111	150
ペルー	7	15	17	41	35	41	52	56	57	56	68	73	70	63	77
その他の国	285	354	367	486	569	650	786	882	938	1063	1047	1171	1185	1285	1335

(平成21年 厚生労働省 人口動態調査) <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001066478>

まとめ—今後の展望

日本は国際結婚の増加という現状にも関わらず、制度や政策が完備されていない。例えば、現状の日本では、日本人と外国人が結婚した場合、住民票には外国籍の配偶者や子どもは記載されない。日本人と結婚して3年経てばようやく「日本人の配偶者ビザ」がもらえるが、永住申請をしない限り、ビザの更新を繰り返さなければならない。また、日本で離婚した場合、離婚の記載された戸籍謄本を夫からもらい、日本にある外国大使館で手続きしなければ、独身という証明をすることができない²³。これらの手続きはほとんど日本人の夫に頼ることになるため、力関係が夫に傾き、外国人が自身の権利を保護するのに不利な状況に立たされることが予想できる。このような制度的な問題以外にも、これまで述べてきたような結婚や育児などの問題において支援を必要としている国際結婚の家庭が多く存在する。他国と比べてみた場合、韓国は国際結婚家庭の外国人に対する政府の支援が比較的整っていると言える。外国人が韓国人と結婚する場合、その準備の段階から、出産、育児、言語習得に至るまで、国際結婚家庭に起こり得るあらゆる問題の解決を目指している。例えば、国際結婚斡旋業者が結婚相手の正確な身元情報を事前に提供することの義務化や、国際結婚家庭の産婦と新生児に対する健康管理サービスと栄養支援・教育プログラムの提供、さらに、支援センターと保険福祉コールセンターを中心とした、通訳・翻訳サービスと多言語相談サービスの提供、児童と青少年を対象に言語特別教育を実施し、学習発達をサポートしている²⁴。

現在日本では、農村における国際結婚の支援などは積極的になされていても、韓国のような、国際結婚家庭に向けたサポートはまだ手薄い。国際結婚を促進するばかりでなく、結婚後のサポートなど外国人配偶者の様々なケアに重点をおく必要がある。そのためには制度や法律を整えること以外にも周囲の意識や理解、配慮が必要である。佐竹（2006）は多文化共生が鍵であると述べている。ここで佐竹の言う多文化共生とは「異なった文化的背景を持つ人々がお互いに文化的差異を尊重しながら、平等で公正な関係を築き、ともに生きていくこと」である。国際結婚が多文化共生に直接つながるわけではないが、多文化と「共生する」、「ともに生きる」という視点は国際結婚においても非常に重要である。ここで言う「ともに生きる」とは、物理的に日本社会で共に暮らすという意味ではない。民族的なマイノリティを尊重し、その権利を保障し、制度を整えるということで、外国人が日本人と平等に生きやすい社会を築いていくことである。国際結婚においても夫婦のどちらか一方が自国の言語や文化への適応を強制的に求めるのではなく、夫婦双方が異文化を尊重し、受容して共生することが重要である。オーストラリアやカナダのような多文化主義の理念・政策は安易に日本には適応できないかもしれないが、多文化主義が目指す平等・公正という考え方や、多様性を尊重する理念は国際結婚という分野に限らず、今後日本社会をより豊かにしていくだろう。

²³ 曲 前掲論文 p.273

²⁴ 曲 前掲論文 p.273

—参考文献—

- ・厚生労働省 平成21年度人口動態統計
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001028897>
- ・竹下修子 『国際結婚の社会学』学文社, 2002年
- ・林かおり 「アメリカの戦争花嫁の歴史的経緯と帰属意識」『日本移民学会研究発表レジュメ』, <http://www.katiebooks.com/Gakkail.htm>, 2002年
- ・嘉本伊都子 『国際結婚論!?歴史編』法律文化社, 2008年
- ・嘉本伊都子 『国際結婚論!?現代編』法律文化社, 2008年
- ・曲曉艷 「国際結婚に関する研究動向と展望」『東京大学大学院教育学研究科紀要』 Vol. 49, pp. 265-275年, 2010年
- ・李 坪鉉(イホニョン) 「多文化子育て空間から創出される協働の世界—養育者の文化変容を中心—」川村千鶴子編『「移民国家日本」と多文化共生論—多文化都市・新宿の深層—』明石書店, pp. 167-190, 2008年
- ・佐竹眞明 『フィリピン—日本国際結婚 移住と多文化共生』めこん, 2006年
- ・佐竹眞明 「日本人とフィリピン人との国際結婚を通して考える多文化共生」アジア・太平洋人権情報センター, 2006年
<http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section2/2006/09/post-228.html>
- ・伊藤孝恵 「外国人妻の夫婦間コミュニケーションの問題—先行研究の整理から—」『山梨大学留学生センター紀要』 Vol. 2, pp. 17-24, 2006年
- ・新田文輝 「国際児の社会化—言語社会化と兄弟姉妹差を中心—」『家族社会学研究』, No. 8, pp. 97-109